

2024年8月19日

三重労働局

局長 石田 聰 様



三重県労働組合総連合  
議長 新家 忠文  
津市 [REDACTED]  
Tel [REDACTED]

## 最低賃金改定決定に対する異議申出書

労働者の労働条件の向上と、安全で安心できる職場環境の整備にご尽力いただいていることに対し、心から敬意を表します。

今年度、専門部会の一部公開方法が改善されたことで、私たちを含め県民が審議内容を一定程度把握できるようになりました。これにより、労働者代表や使用者代表が真摯に協議を行っていることが確認でき、感銘を受けました。改めて三者の皆様に敬意を表します。

これらの真剣な協議が行われている様子を知るにつれ、昨年までの非公開方針がいかに不合理であったかを痛感しております。その上で、ほとんどの県で労働者代表や使用者代表がそれぞれ考える最低賃金の金額について明確に表明し、その額が公にされています。公開することに特段の問題があるとは思えませんので、来年度以降、この部分についても公開することを強く求めます。

また、意見書だけでなく、岐阜県をはじめとして、労働者が直接意見を述べる場が設けられている地域が増えてきています。このような取り組みは、より多くの声を反映させるためにも、ぜひ検討していただきたく存じます。

さて、去る8月5日、三重県最低賃金審議会は、現行の最低賃金を50円引き上げ、1,023円とする答申を三重労働局長に提出されました。しかしながら、今回の50円引き上げが実現したとしても、未曾有の物価高騰の影響を受け、特に最低賃金付近で働く労働者にとっては、依然として非常に厳しい生活環境が続いております。私どもが実施した生計費調査の結果からも、安心して暮らせる最低限の生活を維持するためには、少なくとも時給1,500円以上の最低賃金が必要であることが明らかになっています。

私たちは、これまで県内の労働者がより高い賃金を求めて他県へ移動することを懸念し、また地域間格差の弊害を解消するために、全国一律の最低賃金制度を強く求めてきました。仮にこの全国一律制度の要望を一旦脇に置くとしても、隣接する愛知県においては50円の引き上げが答申され、最低賃金は1,077円に達しました。これにより、愛知県と三重県との間に依然として大きな差が残されています。具体的には、現在の愛知県と三重県の最低賃金差

は54円に及びます。

特に注目すべきは、20年前にはこの差がわずか15円であったという事実です。この20年間で、最低賃金が愛知県と大きく差を広げるに伴い、三重県から愛知県への若年層の人口流出が顕著になってきています。他の地方でも同様に、地域間格差が拡大することに対して強い危機感が抱かれています。

実際、目安より8円高い引き上げを行った島根県や、7円上乗せした鳥取県、6円上乗せした鹿児島県や沖縄県など、多くの地方が目安以上の金額を答申しています。今年度は、すべてのランクにおいて引き上げ目安が一律50円で示されました。これは、愛知県や大阪府など、人口流出の原因ともなり得る最低賃金の地域差を縮める絶好の機会であったと言えます。

同じ東海地方に位置する岐阜県も、引き上げ額を51円とし、わずか1円ながらも愛知県との差を縮めました。今年、この差を縮めることができなければ、今後それを成し遂げる機会はさらに難しくなるでしょう。なお、2008年以降、Bランク以下の県41道府県のうち、目安額より上の金額を一度も決定しなかった県はわずか8府県であり、三重県もその一つであることを付け加えておきます。

最低賃金の引き上げに際しては、中小企業がこの変化に適切に対応できるよう、十分な支援が不可欠です。業務改善助成金など既存の支援策の拡充はもちろんのこと、価格転嫁の適正化をはじめとする取引条件の見直し、業務環境の整備、さらには税制や社会保険料の減免措置、扶養控除制度の見直し・検討など、中小企業に関連する課題は数多く存在しています。これらの施策を実現するためには、関係者間での真剣な議論が必要であり、その議論が十分に行われたことと考えますが、その内容が答申に反映されるべきであると強く感じています。特に重要なのは、審議会においてこれらが話し合われただけでなく、答申の中に明確に記載されるべきであり、何よりも付帯決議として正式に提言されることが必要だと考えます。一昨年には、全国の35の都道府県の審議会において、最低賃金引き上げに伴う何らかの要望や付帯決議が盛り込まれました。このような事例を踏まえると、なぜ三重県の審議会においては、これらの要望や付帯決議が行われなかつたのか、強い疑問を抱かざるを得ません。

最低賃金の引き上げは、労働者の生活向上に直結する一方で、中小企業の経営に与える影響も大きいため、支援策の整備が不可欠です。そのため、付帯決議を行うことは、最低賃金の引き上げを円滑に進めるための重要な一歩となるはずです。三重県でも他県に倣い、付帯決議を付けるべきだったと考えます。

以上の点を踏まえ最低賃金改定決定に対し異議を申し出るとともに、さらなる引き上げを求めるものです。

1. 今すぐ最低賃金を1,500円以上にするとともに全国一律制を国に要望すべきです。最低限、愛知県・大阪府以上の引き上げ額を求めます。
2. 中小企業対策強化・拡充の要望を付帯決議することを求めます。
3. 次年度へむけて専門部会の公開方法をさらに協議することを求めます。

三重一般発24-86

2024年8月20日

三重労働局長

石田 聰 様

三重一般労働組合

執行委員長 江川 正典

## 最低賃金改定決定に対する異議申出書

2024年8月5日に三重地方最低賃金審議会が決定した三重県の最低賃金を時給50円引き上げて1023円とする答申に同意できません。だれでも8時間働けば人間らしく生活できる賃金とするため、三重県の最低賃金を時給1500円に引き上げることを求める。

2024年6月の消費者物価指数は昨年同月と比べて2.6%上昇し、物価の上昇が止まる見込みはありません。また、6月の実質賃金は27ヶ月ぶりにプラスに転じましたが、これは賞与の影響に過ぎず、一時的なものであるのは明らかです。物価の上昇、実質賃金のマイナスが続く見込みの中で、市民の暮らしは限界です。これらの状況に対して何ら解決の目処が立っていない状況においては、賃金の大幅引き上げが必要不可欠です。

専門部会では労使それぞれの委員が長時間に及ぶ議論を繰り広げましたが、残念ながら労使の意見が一致せず、50円引き上げという公益委員案が提案され、それがそのまま採択されました。中央最低賃金審議会からのビデオメッセージでは「目安は審議の進める参考にされるべきもので、審議決定を拘束するものではない」と示されました。専門部会では労使それぞれの委員が目安に囚われず、独自の考えを持って長時間に渡る議論を行っていたのにも関わらず、公益委員が目安に拘束された結論を提案したことは誠に遺憾です。

現在、24の県において目安額を上回る最低賃金の引き上げを決定しました。目安を上回る引き上げを決めた県の多くが三重県と同じ地方の県です。各地方審議会がこのような判断を下したのは、物価高、実質賃金のマイナス、それに加えて人手不足に伴う隣県との人材確保競争に対応するためです。しかしながら、目安を上回った金額を決めた各県の最低賃金も安心して暮らせる十分な金額になっていません。

最低賃金審議会はすべての人が安心して生活できる賃金を決定すべく自由な発想を提案できる審議会となるように目指すべきです。その為には目安に囚われず、大幅な引き上げが必要不可欠です。そのような柔軟な判断を示すことができる審議会を三重県から広めて頂きたく思います。それこそが三重県らしい審議会のあり方ではないでしょうか。

以上

